

横浜市行政不服審査会答申
(第117号)

令和4年6月14日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「行政証明不交付処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査会の判断は妥当である。

2 事案の概要

審査請求人は、令和3年5月28日、西区戸籍課において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第12条の3第1項及び第7項の規定に基づく戸籍の表示が記載された住民票の写しの交付申出（以下「本件申出」という。）を行ったが、西区長（以下「処分庁」という。）は、本件申出について相当と認められないとして、行政証明不交付処分（令和3年6月11日付け。以下「本件処分」という。）を行った。本件は、審査請求人が本件処分を不服として、その取消しを求めて審査請求を行った事案である。

3 審査請求人の主張の要旨

原処分は違法不当であるから取り消されるべきである。違法事由の詳細は行政証明不交付通知書の交付できない理由に記載された理由では不十分である。

4 処分庁の主張の要旨

本件申出で、交付対象者に係る住民票の写しを請求することは相当と判断される。

一方で、審査請求人が明らかにしている「戸籍の表示が記載された住民票」の利用目的には、「判決書に基づいて被告が相続で取得した金融機関に対する預貯金債権や有価証券等の差押えを執行裁判所（横浜地方裁判所）に申し立てるために、相続の発生の有無や被相続人の戸籍を取得して調査する必要がある。」と記されている。しかし、この利用目的に記載されている事項から、債権の差押えに被相続人の戸籍の取得が必要となる相当の理由を読み取ることができなかった。相続の発生している事実を審査請求人から確認することができなかったため、戸籍の表示が記載された住民票の必要性に疑義があった。相続の発生がなければ、財産の継承がないため、戸籍の表示のある住民票を取得する必要性は認められない。また、被相続人の戸籍を取得して調査することを利用目的とした場合、戸籍の表示のある住民票を取得する必要性の相当性が認められない。

そこで、交付対象者の基礎証明事項以外の事項を記載した住民票の写しを交付するためには、本件申出に加えて審査請求人に聞き取りや疎明資料の提示を求めることにより、補足すべき事項を明らかにした上で、本件申出の相当性を厳格に審査して交付の可否を決定する必要がある。

このことから、審査請求人に裁判所への申立てについて状況を照会したが、令和3年5月28日の請求時点で、執行裁判所への申立てを行い、また、債権回収のために「戸籍の表示が記載された住民票」が執行裁判所から提出を求められた書類の1つである事実を確認できず、本件申出の相当性を判断できる情報を得ることができなかった。

よって、本件申出は法第12条の3第1項に基づく相当な申出と認められないため、行政証明不交付処分を行ったものであり、本件処分は適法であり本件審査請求の棄却を求める。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却すべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法の規定

ア 法第12条の3第1項は、

「市町村長は、前2条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項(※)…のみが表示されたもの…が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し…を交付することができる。

- 一 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 二 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 三 前2号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」

と規定し、本人等以外の者からの住民票の写しの交付請求について、当該交付請求者について同条第1項各号に掲げる者に該当する必要性があることを求め、かかる必要性を明らかにするため、交付請求者に対し、交付請求に際して、その請求に係る住民票の写しの利用の目的を明らかにすることを求めている（同条第4項第4号）。

※基礎証明事項とは、氏名、出生の年月日、男女の別等のことである。

イ また、法第12条の3第7項は、

「申出者は、第4項第4号に掲げる利用の目的を達成するため、基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項（第7条第8号の2及び第13号に掲げる事項を除く。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部が表示された住民票の写し…が必要である場合には、第1項又は第2項の申出をする際に、その旨を市町村長に申し出ることができる。」

と規定し、同条第1項に基づく本人等以外の者からの住民票の写しの交付請求に際し、同条第4項第4号の利用の目的を達成するため、住民票の基礎証明事項以外の事項が表示された写しが必要である場合には、その旨を申し出ることができるとする。

ウ かかる規定の趣旨は、行政証明の交付を受けることが国民の権利に基づくものであることを前提に、本人等以外の者からの住民票の写しの交付請求の場合には、それによって交付対象者のプライバシーその他の権利が侵害されることとなることから、交付請求者に当該行政証明の利用に関する一定の必要性が認められることを要件とし、交付請求者に利用の目的を明らかにさせることによって、その交付を行う行政庁において、当該交付請求者の行政証明を求める必要性と交付対象者のプライバシーその他の権利の保護との調整を図ることを目的としたものと解釈される。

したがって、法第12条の3第1項及び第7項に基づいて本人等以外の者から住民票の基礎証明事項とともにそれ以外の事項が表示された写しの交付を求められた処分庁としては、交付請求者に対し、同条第1項該当性のみならず、その利用の目的との関係で当該基礎証明事項以外の事項の表示が必要である理由を明らかにすることを求めることができ、かかる必要性が明らかにされない場合には、当該交付請求に対して不交付の処分を行うことができる。

(2) 本件について

ア 本件申出に係る利用の目的

審査請求人が本件申出に係る交付請求書に記載した利用の目的の要旨は、次のとおりである。

「審査請求人は、令和2年10月12日午後3時10分頃に横浜市西区A町の賃借しているアパートの2階外階段通路で、同アパートの入居者（以下「被告」という。）に暴行を受け全治3週間の傷害を負った。被告は事件後に同アパートを退去し、横浜市西区B町が現住所である。その後、被告に対して、損害賠償請求訴訟を提起し、仮執行宣言付き勝訴判決を得た。そこで、判決書に基づいて被告が相続で取得した金融機関に対する預貯金債権や有価証券等の差押えを執行裁判所に申し立てるために、相続の発生の有無や被相続人の戸籍を取得して調査する必要がある。なお、被告は無職で不動産を所有していないので他に執行が容易な財産がない。よって、被告の戸籍を取得するために本籍地及び筆頭者を了知する必要があり本請求に至った次第である。」

イ 本件申出に係る必要性の有無

上記アのとおり、審査請求人の利用の目的は、概略、審査請求人が交付対象者に対して取得した判決に基づく強制執行のために交付対象者が相続した財産がないか相続の発生の有無を調査したいとの内容であると認められる。

しかし、とある者の相続という事実は、いつか必ず発生するものではあるものの、それがいつ発生するか（何十年先ということもあり得る。）、また、それが発生した際に誰が相続人になるか（仮に交付対象者が現時点において特定の者の推定相続人であったとしても、その者の相続発生まで交付対象者が生存しているかは定かではないし、他にも法の改正等によって相続の制度自体が変更されることもあり得る。）等については未確定であって、現に相続が発生するまではそうした相続の可能性は事実上の期待に過ぎないと言わざるを得ない。また、本件においては交付対象者に相続の発生している事実を確認することができず、相続の発生がなければ財産の承継はないため、債権の差押えに交付対象者の戸籍の表示が記載された住民票を取得する必要性を認めることはできない。

よって、本件申出に係る利用の目的からでは、交付対象者の戸籍の表示が記載された住民票の交付の必要性は認められないというべきであるか

ら、処分庁のした本件処分は適法であり、その他、本件において本件処分を不当として取り消すべき特段の事情は見当たらないというべきである。

なお、法第 12 条の 3 第 1 項の交付請求に際して同条第 7 項の申出が交付請求者からなされた場合、当該交付請求は基礎証明事項以外まで記載された一つの住民票の写しの交付を求めるものであるから、当該交付請求について同条第 1 項各号の必要性が充足されると判断される場合であっても、同条第 7 項の必要性が充足されると判断されないときには、かかる理由をもって当該交付請求そのものを不交付とすることに違法又は不当な点はない。

(3) 結語

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

| 年 月 日 | 審 理 手 続 の 経 過 |
|------------|-----------------------|
| 令和3年8月26日 | ・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼 |
| 令和3年9月16日 | ・ 弁明書等の受理 |
| 令和3年9月24日 | ・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼 |
| 令和3年10月26日 | ・ 反論書等の提出依頼（再通知） |
| 令和4年4月20日 | ・ 審理手続の終結 |
| 令和4年4月26日 | ・ 審理員意見書の提出 |

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

| 年 月 日 | 調 査 審 議 の 経 過 |
|-----------|----------------------------------|
| 令和4年5月17日 | ・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議 |
| 令和4年6月14日 | ・ 調査審議 |